

○ 主文

原告の請求を棄却する。
訴訟費用は原告の負担とする。

○ 事実

原告は「被告が昭和四四年四月二四日付でした原告の昭和四一年分の所得税の修正申告に対する更正の請求を却下する旨の決定はこれを取消す。訴訟費用は被告の負担とする。」との判決を求め、被告は主文同旨の判決を求めた。

第一 原告の主張

一、請求原因

1、原告は昭和四三年一二月二八日被告に対し「原告が昭和四三年一二月二八日付で被告に提出した昭和四一年分の所得税の修正申告書には課税金額につき計算の誤りがある。」ことを理由として、更正の請求をしたところ、被告は昭和四四年四月二四日付をもつて「更正請求書が法定の提出期限後に提出された」との理由で右更正の請求を却下する旨の決定（以下本件処分という）をした。そこで、原告は同年五月二六日被告に対し異議の申立てをしたが、被告が同年八月二五日これを棄却する旨の決定をしたので、さらに同年九月二五日訴外仙台国税局長に対し審査請求をしたところ、同国税局長は昭和四六年三月三十一日付をもつてこれを棄却する旨の裁決を行い、右裁決書謄本は同年四月一三日原告に送達された。

2、しかしながら、本件処分には次のような違法がある。すなわち、
（一）原告は、昭和四一年中に訴外株式会社仙台木材市場振出名義の約束手形三三三、三〇〇万円を割り引いて取得したところ、昭和四二年二月九日に至り、右各手形はいずれも訴外Aの偽造にかかっていることを知つたが、Aと訴外株式会社仙台木材市場代表者Bとの間には種々の関係があることかたが、いずれは訴外株式会社仙台木材市場において右各手形金を支払うものと考えていた。ところが、前記修正申告書を提出した後の昭和四三年一二月中旬になつて、右各手形については訴外会社に何らの法律上の義務がなく、一方、右各手形の偽造者であるAに対してこれに代る損害賠償の請求をしてもその支払いを受けることが不可能であり、結局、原告の右手形債権金三、三〇〇万円は回収不能であることが明らかとなつた。

（二）しかして、右の事由は所得税法一五二条、一五三条に該当するので、原告は、右各法条に基づき、被告に対し、右金三、三〇〇万円は昭和四一年分の損失として計算されるべきであり、これが昭和四二年分の損失として計算されるにおいては同年分以後の確定申告により還付を受ける金額が過少となることを理由として、本件更正の請求をした。

（三）しかるに、被告はこれを国税通則法（昭和四五年法律第八号による改正前のもの以下同じ）二三条一項に基づく一般の更正の請求と解し、前記のように、「更正請求書が法定の提出期限後に提出された。」との理由で、本件更正の請求を却下する旨の決定をした。

3、これを要するに、本件処分は、本件更正の請求が前記所得税法の特例に基づくものであるにもかかわらず、これを前記国税通則法に基づく一般の更正の請求と解して為された違法なものであるから、被告に対し、本件処分の取消を求める。

二、被告の後記主張に対する認否

本件手形金三、三〇〇万円の損失が原告の営む金融業に関して生じたものであることは認めるが、その余は争う。

第二 被告の答弁および主張

一、請求原因に対する答弁

第1項は認める。第2項の（一）は知らない。同（二）は争う。同（三）は認める。第3項は争う。

二、主張

1、本件更正請求書には、請求の理由として「昭和四二年二月九日に割引手形三、三〇〇万円が偽造であることが発覚し、右手形を詐欺偽造したAは現在も刑事事件として公判中である」と記載されているだけで、原告主張のごとき事実、すなわち、原告は、「修正申告書を提出した後の昭和四三年一二月中旬に至つてはじめて、前記手形の偽造者であるAに対しこれに代る損害賠償の請求をしても、その支払いを受けることが不可能であり、結局、原告の右手形債権は回復不能であることが明らかとなつた」旨の記載がないばかりか、所得税法一五二条にいう「当該事実が生じた日」が昭和四三年一二月中旬であることを窺わせるに足る記載すら存しないのである。したがつて、前記の記載理由だけでは、本件更正の請求は修正申告

ているから各種の国税法においては、右の更正の請求事由に、更にそれぞれの特質にもとづく請求事由を附加拡張した特例を設け（例えば、地方税法八二条、相続税法三二条）、所得税法においても、その一五二条、一五三条において、（イ）事業を廃止した後に事業に係る費用又は損失が生じたこと等一定の後発的事由により所得が減少することとなつた場合、（ロ）収入金額の計上時期の誤り又は必要経費の算入時期の誤り等のため、ある年分の所得税について修正申告書を提出し、又は更正決定を受けたことにより、その年の翌年以降の年分の所得税が過大となり、又は更正決定を受けるべき金額が過少となる場合に、これらの事実が生じた日又は修正申告書の提出の日若しくは更正決定を受けた日の翌日から二月以内限り更正の請求ができる旨の特例を設けている。そうすると右に掲げた特例事項は、国税通則法二三条一項の請求事由に対し、特段の事由に該当するので、この特例事項を事由とすて更正の請求をなすには「申告に係る課税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至つた事情の詳細その他参考となるべき事項」はもとよばり「当該事実が生じた日」を記載した更正請求書を所轄税務署長に提出しなければならぬから（国税通則法二三条二項、所得税法一五二条、一五三条）更正請求書に右の特段の事由が記載されていなければ、その更正の請求は、所得税法一五二条、一五三条を事由とするものとは認めがたく、国税一般に関する国税通則法二三条一項の事由に基づくそれと見るほかにないことに帰着する（因みに、国税通則法二三条一項に謂う「納税申告書を提出した者」に、修正申告書を提出した者も包含されていることを附言する（同法第一九条参照）。

（二）これを本件についてみるのに、成立に争いのない乙第一号証に照らすと原告が被告に提出した更正請求書には、請求の理由として「原告は昭和四一年中に訴外Aの依頼により訴外株式会社仙台木材市場振出名義の約束手形三三通、額面合計金三、三〇〇万円を割り引いて取得したが、昭和四二年二月九日に至り、右各手形はいずれもAの偽造にかかるものであることが発覚し、これに関して現在同人に対する刑事被告事件が係属中である。このように、右各手形は原告が取得した当時すでに無価値のものであるから、右金三、三〇〇万円は昭和四一年分の貸倒損失となるべきである」旨の記載があるだけであつて、所得税法一五二条、一五三条所定の特例事項の記載がないのみならず、右更正請求書記載の文言によれば、前記約束手形金三、三〇〇万円の損失は、昭和四一年中に生じたものとして同年分の所得計上必要経費に算入すべきものなるところ、昭和四三年一月二八日付前記修正申告書には、同年分の所得計上必要経費として算入していなかつたことを更正の請求理由としていることが明らかであり、これは修正申告書提出前に発生した損失を問題としているのであるから、本件更正の請求は正しく国税通則法二三条一項に基づく請求と解するのほかになく、これを所得税法一五二条、一五三条に基づく請求と解することはできない。したがつて被告が本件更正の請求を国税通則法二三条一項に基づく請求と解したのは相当であつて、本件処分には原告主張のごとき違法はない。

よつて、原告の本訴請求は理由がないから、失当としてこれを棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法八九条を適用して主文のとおり判決する。

（裁判官 牧野 進 大塚一郎 堀田良一）